

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称:一級河川 木津川外 木津川水門外動力盤表示灯外修繕工事

木津川水門、尻無川水門および安治川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設である。

本工事は、各水門について、施設の維持管理性向上を目的に、各水門における左岸(右岸)主水門一次二次盤およびNo.2シーケンサ盤の機能増設、および、木津川水門におけるNo.5補助継電器盤の機能増設を行うものである。

今回修繕工事を実施する設備は、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った株式会社日立製作所から保守点検及び点検整備、補修工事ならびに小規模電気設備の更新等を業務移管している関西日立株式会社以外にいないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり、「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。